

奈良県訓令第十一号

各部課室
各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める。

第二十一条及び第三十一条（見出しを含む。）中「県立病院」を「県立五條病院」に改める。

別表第一本庁に勤務する医師の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同表県立病院の医師の項中「県立病院の」を「県立五條病院の」に、「当該県立病院」を「県立五條病院」に改める。